佐野市こども計画（概要版）

1　計画策定の背景

国において、令和５（2023）年４月１日にこども家庭庁が創設され、「こども基本法」が施行されました。また、令和５（2023）年 12 月には「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けた考えや取組が示されました。この「こども大綱」では、こども施策に関する基本的な方針を定めるとともに少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援に関する事項、子どもの貧困対策に関する事項を推進することとしています。

こうした社会情勢や国の基本的な考え方を踏まえ、こども・若者をまんなかに置き、「第２期佐野市子ども・子育て支援事業計画」や「第３期佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」で実施してきた各施策を継続しつつ、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経ておとなになるまでを「子育て」と捉え、本市としての「こども・若者」「子育て」に関する総合的な計画として、こども政策を総合的に推進していくため、「佐野市こども計画」を策定します。

2　計画の位置付け

本計画は、「第２次佐野市総合計画」を最上位計画とし、本市のこども・子育てに関する総合的な計画として位置付けます。

■計画の位置付け

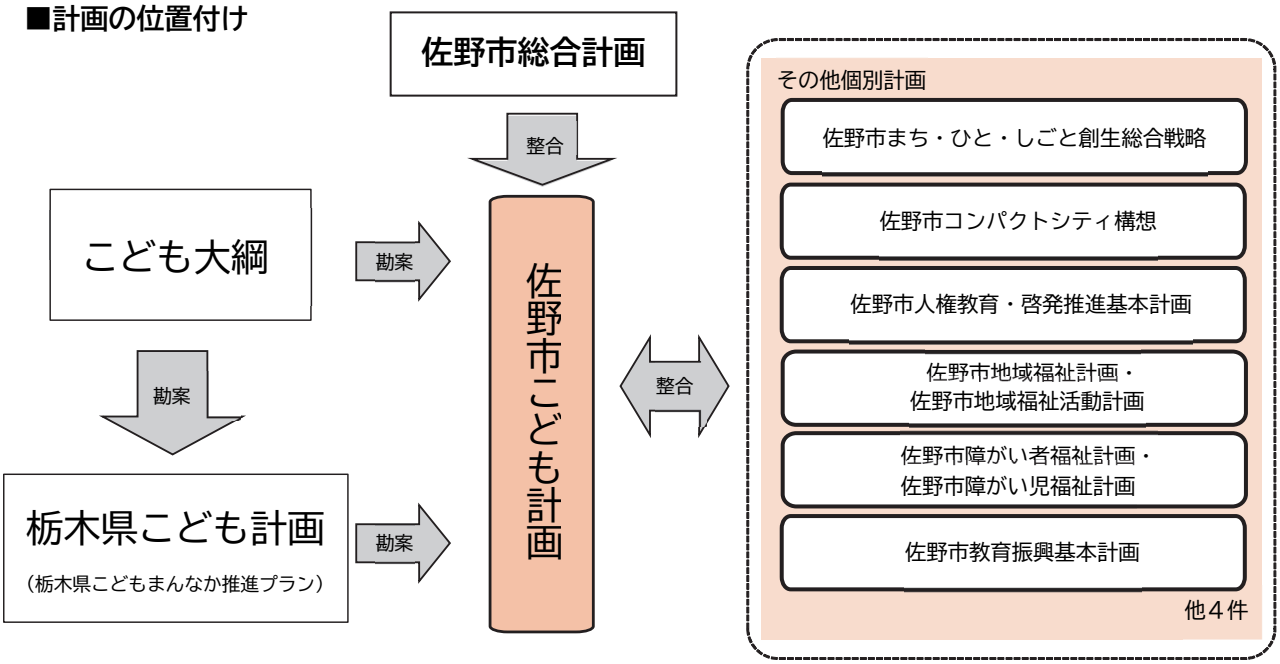

3　計画の期間

本計画の計画期間は、令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度までの５年間とします。

令和７年度 （2025 年度）	令和８年度 （2026 年度）	令和９年度 （2027 年度）	令和 10 年度 （2028 年度）	令和 11 年度 （2029 年度）

4　計画の対象

本計画における「こども」・・・「心身の発達の過程にある者で、若者となり、おとなとして社会生活を送ることができるまでの成長の過程にある者」で概ね 18 歳に満たない者とします。

本計画における「若者」・・・・「概ね 18 歳以降から概ね 30 歳未満の者」とします。

ただし、「こども基本法」や「こども大綱」の基本的な考え方を踏まえ、一定の年齢でこども・若者を捉えることなく、様々なサービスや施策を実施していきます。

5　計画の基本的な考え方

本市がこれまで実施してきた様々なこども子育てに関する施策と「こども大綱」が示す内容を勘案し、６つの基本的な考え方で、今後のこども・子育てに係る施策を検討します。

（１）こども・若者の視点を尊重し、その意見を聴きながらすすめるまちづくり
（２）ライフステージに応じた切れ目ない支援
（３）教育・保育の安定的な提供及び保育の質の追求
（４）こども・若者の居場所づくり
（５）働きながら安心して子育てできる環境づくり
（６）地域で支える子育て支援

6　基本理念　～目指すべき将来像～

「こども大綱」の目指す「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（＝ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

本市では、「こども大綱」の目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、「こどもの街宣言」、これまでの子ども・子育て支援事業計画の理念も踏まえながら、様々な施策を実施することにより、子育て環境の充実を目指すとともに、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ります。

こどもまんなか社会の実現

～佐野に住みたいと思うまちづくり、人づくり、豊かな子育てをはかろう～

7　こどもまんなか社会の実現に向けた取組

目指すべき将来像である「こどもまんなか社会の実現」に向けて、７つの基本目標を設定し、それぞれで実施する施策を示します。なお、それぞれの基本目標において実施する事業は、「佐野市こども計画事業計画」として別に定め、計画の進行管理と併せて進捗状況の評価・管理を行います。

将来像	基本目標	施策の内容等
こどもまんなか社会の実現	基本目標１ こども・若者ひとりひとりの成長を支える環境の整備	（１）こども・若者の居場所づくりの推進 （２）特色ある教育・学校づくり （３）人権教育・啓発の推進 （４）いじめ・不登校・自殺などへの対応 （５）心身の健康づくりへの支援
	基本目標２ こども・若者の希望を叶える取組	（１）こども・若者のスポーツ・芸術・文化活動の支援 （２）こども・若者の国内外交流の推進 （３）こども・若者の社会的活動の支援
	基本目標３ 困難を抱えるこども・若者、家庭への支援	（１）困難を抱えるこども・若者、家庭への包括的な支援 （２）こどもへの虐待防止対策の推進 （３）ヤングケアラー※対策の推進 （４）こどもの貧困対策の推進 （５）ひとり親家庭等の自立支援 （６）特別な支援を必要とするこども・若者への対応
	基本目標４ 健やかな成長と安心して子育てできる環境づくり	（１）子育てに対する支援体制の整備 （２）母子の健康づくりへの支援
	基本目標５ 結婚応援、子育て支援に取り組む気運の醸成	（１）ワーク・ライフ・バランスの推進 （２）結婚の希望を叶える取組 （３）少子化対策に向けた取組
	基本目標６ 安全・安心な子育て環境の整備	（１）安心して楽しく利用できる遊び場の整備 （２）犯罪・交通事故等のない安全なまちづくりの推進 （３）こどもを取り巻く有害環境対策などの推進
	基本目標７ 地域で進める「こどもまんなか」まちづくり	（１）こども・若者の意見を聴く気運の醸成 （２）地域全体におけるこども・子育て支援の促進

※「ヤングケアラー」とは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として定義されています。

8　こども・子育て支援施策の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援新制度において、行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に区分されています。

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と一体として策定することから、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込みと確保方策を示します。なお、本市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定については、広域性を確保することを基本とし、「市全体を一つの区域」として設定します。

子ども・子育て支援施策の取組	確保方策１ 教育・保育の量的拡大と質の確保	（１）教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期 （２）教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保の内容
	確保方策２ 地域子ども・子育て支援事業の充実	（１）利用者支援に関する事業 （２）地域子育て支援拠点事業 （３）妊婦に対して健康診査を実施する事業 （４）乳児家庭全戸訪問事業 （５）養育支援訪問事業 （６）子育て短期支援事業 （７）子育て援助活動支援事業 （８）一時預かり事業 （９）時間外保育事業 （10）病児保育事業 （11）放課後児童健全育成事業 （12）実費徴収に係る補足給付を行う事業 （13）子育て世帯訪問支援事業 （14）親子関係形成支援事業 （15）産後ケア事業 （16）妊婦等包括相談支援事業 （17）乳児等通園支援事業

9　計画の推進にあたって

本計画は、全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（＝ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、社会全体で取り組んでいくための計画です。

また、こども・若者の社会参画を推進するとともに、日常的に意見を言い合える機会を創出し、自由に意見表明できるような環境整備を進めていく必要があります。

計画の推進にあたっては、社会全体で、「こどもまんなか社会」が実現できるよう、行政、家庭、学校、地域などが、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力を図り、包括的な支援を推進していきます。

発行：栃木県佐野市（佐野市こども福祉部こども政策課）